

・ 持続的な賃上げに取り組む中小企業等の皆さまを支援します!

□ 給付対象者

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 病院または介護入所等施設を運営する事業者で、常時雇用する従業員の数が300人以下の事業者
- (3) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時雇用する従業員の数が100人以下(病院または介護入所等施設を運営している場合は、300人以下)の事業者
- (4) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等、及び医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人であって、常時雇用する従業員の数が100人以下(病院または介護入所等施設を運営している場合は、300人以下)の事業者
- (5) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等であって、常時雇用する従業員の数が100人以下(病院または介護入所等施設を運営している場合は、300人以下)の事業者
- (6) 市内に本社や本店、主たる事務所・事業所を有する、上記(1)~(5)の法人や協同組合、個人事業主



法人／業種		資本金の額または出資の総額	従業員数100人以下	従業員数300人以下
中小企業等	卸売業	1億円以下	○	×
	サービス業	5,000万円以下	○	×
	小売業	5,000万円以下	50人以下	×
	その他	3億円以下	○	○
	病院・介護入所等施設(※)を運営	—	○	○
特定非営利活動法人	—	—	○	×
	病院・介護入所等施設(※)を運営	—	○	○
公益法人等	—	—	○	×
	病院・介護入所等施設(※)を運営	—	○	○
協同組合	—	—	○	×
	病院・介護入所等施設(※)を運営	—	○	○

※ 「介護入所等施設」とは、要介護状態又は、要支援状態にある者を1日を超えて滞在させ、入浴、排せつ、食事等の介護サービスを提供する施設

□ 対象従業員、給付金額など

対象従業員	正規従業員※1 (役員は除く)	非正規従業員※2 (週20時間以上の勤務実績があり、 かつ学生でない者)
対象賃金	基本給 (賞与・手当※3を除く)	時間給等※4 (賞与・手当※3を除く)
賃上げ率	2.5%以上	8%以上
対象従業員の住所	市内に住所を有する者	
賃上げ対象期間	令和8年1月1日 ~ 令和8年12月31日	
給付額	賃上げを行った従業員1人あたり 50,000円 ▶ 従業員数が51人以上の事業者 : 1事業者あたり最大100万円(20人分) ▶ 従業員数が50人以下の事業者 : 1事業者あたり最大 50万円(10人分)	
受付期間	【第1回受付】 令和8年4月24日(金) ~ 令和8年7月31日(金) 【第2回受付】 令和8年9月1日(火) ~ 令和9年1月31日(日) ※ 予算の上限に達した場合は、早めに受付を終了する場合があります。	
給付時期(予定)	【第1回】 令和8年8月中旬 ~ 9月中旬 【第2回】 令和9年2月中旬 ~ 3月中旬	
提出方法	オンライン申請 : 松山市ホームページの申請フォームからお申し込みください。 ※ オンライン申請が困難な方は、ふるさと納税・経営支援課(労政雇用担当)まで ご郵送ください。【当日消印有効】	

※1 正規従業員 … 雇用期間の定めがなく、厚生年金及び雇用保険に加入している従業員

※2 非正規従業員 … 雇用保険に加入しているパート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣社員

※3 賞与・手当 … 勤務実績・経営状態等に応じて支給される賞与、住居手当・勤務手当・残業手当などの手当

※4 時間給等 … 時間給、日給、週給、月給、年俸

□ 申請書類



- ① 松山市賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 賃上げ率算定表(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 対象になる従業員の労働条件通知書 又は 雇用契約書の写し
- ⑤ 対象になる従業員の賃上げ前後の賃金台帳等の写し
(賃上げ前後の支払状況が確認できる月のもの)
- ⑥ 対象従業員の雇用保険加入証明書の写し(非正規従業員のみ)
- ⑦ 完納証明書



給付金についてのお問い合わせ

事業の詳細はコチラ
(市ホームページ)

松山市 産業経済部 ふるさと納税・経営支援課 (労政雇用担当)

【受付時間】 8時30分 ~ 17時15分 ※土日、祝日除く

【電話番号】 089-948-6548

【メール】 chinage@city.matsuyama.ehime.jp

【住所】 〒790-8571 松山市二番町4丁目7番地2

